

○千葉県営住宅設置管理条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第五十五号）

新旧対照表

改正後

改正前

（収入の申告等）
 第六条 条例第十三条の二第一項の規定による収入の申告は、収入申告書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行うものとする。

- 一 略
- 二 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号イからトまでに規定する額を控除する場合には、当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

三 略
 2・3 略

別表第一（第十七条の六）

所在地	駐車場の名称	使用料月額
略	実叡県営住宅駐車場	四、五〇〇円
習志野市	実叡大原県営住宅駐車場	五、〇〇〇円
	大久保県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	平和県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	香澄県営住宅駐車場	五、〇〇〇円

（収入の申告等）
 第六条 条例第十三条の二第一項の規定による収入の申告は、収入申告書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行うものとする。

- 一 略
- 二 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号イからトまでに規定する額を控除する場合には、当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

三 略
 2・3 略

別表第一（第十七条の六）

所在地	駐車場の名称	使用料月額
略	実叡県営住宅駐車場	四、五〇〇円
習志野市	（新設） 大久保県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	平和県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	香澄県営住宅駐車場	五、〇〇〇円